

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
(産業経済部産業政策課)

「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日の第44回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づき、令和3年5月4日以降の県内全域の警戒度を「4」に引き上げ、同年5月8日から以下のとおり営業時間短縮要請を行うことが決定しました。

つきましては、貴下会員及び関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知くださいますようお願いいたします。

1 要請内容

- (1) 対象地域 県内全域（35市町村）
- (2) 対象業種 接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店  
(午後8時から午前5時の間の営業店舗)
- (3) 要請期間 令和3年5月8日（土）から同年5月21日（金）  
午後8時から午前5時の間の営業自粛

2 協力金の支給

(1) 支給対象者

対象地域内に店舗を有する事業者

- ・ 県の要請に応じて、対象期間の全期間を通じて営業時間を短縮すること
- ・ 業種別のガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底していること

※やむを得ない事情がある場合には、5月11日（火）までに営業時間短縮を開始していただければ、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。

(2) 協力金額 ※申請方法等の詳細は、後日、県ホームページ等でお知らせします。

	1日あたり売上高	1日あたり支給額
中小企業	～83,333円	2.5万円
	83,333円～25万円	1日あたり売上高×0.3
	25万円～	7.5万円
大企業 (中小企業も選択可)	—	減収分の4割相当 (上限額：20万円又は売上高×0.3のいずれか低い額)

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドライン及び要請内容に関すること)

- ・ 危機管理課感染症対策調整係 TEL 027-226-2420
- (その他)
- ・ 産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係 TEL 027-226-3326